

処 分 基 準

平成27年4月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第12条の3
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、第5条第1項第3号から第5号まで（許可の基準）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第9条の13第1項第1号（年少射撃資格の認定）、第12条の3
処 分 基 準： ・ 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条若しくは法第6条の許可を受けた者又は法第9条の13に規定する年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号から第5号までに該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：